

上野事務所ニュース

令和5年12月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

特定(産業別)最低賃金

10月より地域別最低賃金が更新されました。(千葉:1,026円、埼玉:1,028円、東京:1,113円)この地域別最低賃金とは別に、都道府県ごとに一部の産業又は業種には特定(産業別)最低賃金が設けられています。この特定(産業別)最低賃金の一部が12月25日に更新されます。

千葉県の特定(産業別)最低賃金

業種	最低賃金
鉄鋼業	1,096円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,055円

なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。産業の種類は、日本標準産業分類を基に区分されます。会社の産業分類がわからない場合にはお尋ねください。

建設業における2024年問題①

労働時間は、労働基準法によって、原則として1週40時間、1日8時間以内とされています。これを法定労働時間といいますが、この法定労働時間を超えて働かせる場合には、労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署への届出が必要です。36協定では、法定労働時間を超えて働く時間(時間外労働)の上限を決めなければなりません。ただし、上限時間は原則として月45時間・年360時間で、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。また、臨時的な特別の事情があっても、

次の事項を守らなければなりません。

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計について、2~6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

中小企業においては、令和2年4月1日より上限規制が適用されていますが、この上限規制の適用が猶予されている事業や業務があります。建設業や自動車運転の業務などです。この適用猶予期間は令和6年3月31日で終了し、令和6年4月1日より、一部特例付きで全ての事業・業務において時間外労働の上限規制が適用されます。今回は「建設業」における時間外労働の上限規制についてお伝えします。

現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されている「建設業」とは、具体的には以下の事業のことをいいます。

- ①土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- ②事業場の所属する企業の主たる事業が上記①に掲げる事業である事業場における事業
- ③工作物の建設の事業に関連する警備の事業(当該事業において労働者に交通誘導の業務を行わせる場合に限る。)

令和6年4月1日より上記「建設業」においても、時間外労働の上限規制が原則通り適用されます。ただし、「災害時における復旧及び復興の事業」には、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2~6か月平均80時間以内とする規制は適用されません。

この「災害時における復旧及び復興の

事業」とは、発生が予見困難である地震等の全ての災害時における復旧及び復興の事業をいいます。具体的には、災害により被害を受けた工作物の復旧及び復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路などの復旧及び復興の事業が対象となります。

なお、「災害時における復旧及び復興の事業」であっても、時間外労働の上限は年 720 時間、時間外労働が月 45 時間を超えることができるのは年 6 回までとなります。

退職者の社会保険の取扱いについて

12 月中に退職する従業員の社会保険の取扱いは次のようになります。

① 12 月 30 日までに退職したが、最終勤務日までの給与を日割計算することなく、12 月 31 日までの期間を全額支給する場合

⇒最終勤務日に関係なく、退職日は 12 月 31 日、社会保険資格喪失日は翌年 1 月 1 日です。したがって、社会保険料は 12 月分までかかります。また、12 月に賞与の支払いがあった場合、賞与にかかる保険料も納める必要があります。

② 12 月 30 日までの退職で、最終勤務日までの給与を日割計算する者や、時給・日給者の場合

⇒最終勤務日が退職日となり、退職日の翌日が社会保険資格喪失日となります。(例:12 月 20 日退職であれば、社会保険資格喪失日は 12 月 21 日)

*この場合、社会保険料は 11 月分までとなり、また 12 月に支払われた賞与の保険料も控除しないこととなります。

ただし、上記 2 つは原則的な取り扱いです。具体的な退職日や社会保険に関する手続きについてはご相談ください。

健康保険証は退職日に返却していただくのが原則です。退職日以降、健康保険

証は使えません。年内に国民健康保険の手続きができるようであれば、あらかじめ社会保険脱退証明書(社会保険資格喪失連絡票)を発行し、市町村の窓口を持参し手続きをしてもらうのが良いでしょう。役所の御用納めは 12 月 28 日です。

Q&A なぜなにどうして?



Q: 日本年金機構から「賞与支払届」と「賞与不支給報告書」という書類が届きました。これはどうすれば良いのですか?

A: 「賞与支払届」は、賞与の支給があった場合、「賞与不支給報告書」は、賞与予定月に賞与の支給が無かった場合に年金事務所へ届け出る書類です。

これまでは、事業所に代わって、上野事務所が賞与支払届を受け取ることに同意している場合、賞与支払届等は年金事務所から上野事務所へ送付されていましたが、令和 4 年 1 月より直接事業所に送付されています。

賞与支払届や賞与不支給報告書は電子で申請することができますので、上野事務所への書類の転送は不要ですが、賞与の支給がありましたら、これまでと同様に、上野事務所へ賞与の金額をご連絡ください。また、賞与の支払いがない場合にも届出が必要ですので、その旨をご連絡ください。賞与支払届等の届出が無い場合、年金事務所から提出の督促があります。

なお、賞与の支払いが全く無いのに賞与に関する書類が届くような場合には、年金事務所へ送付停止の手続きができますので、ご相談ください。

冬季休業のお知らせ

上野事務所の本年の業務は
12 月 28 日(木)まで
新年は 1 月 5 日(金)から
とさせていただきます。
今年も一年、ありがとうございました。